

全館停電による電気設備の定期点検について

-平成 22 年 1 月 25 日公表「要求水準書 第 2 細則 3 施設維持管理業務」質問回答No.066 関連-

「要求水準書 第 2 細則 3 施設維持管理業務」に関する第 1 回質問回答No.066 に関する参考資料として、全館停電による電気設備の定期点検について下記のとおり記載いたします。

市民病院ではこれまで全館停電による電気設備の定期点検は実施しておりません。この点検に替わるものとして、『電気室高低圧設備活線測定業務委託』により高低圧回路絶縁劣化診断等を実施しております。

平成 21 年度におきましては受変電設備改修工事を施工中であり、この中で各種試験測定等も実施することにしております。工事は救急患者受け入れの輪番日を除いた土曜日の午後 1 時から 5 時までの 4 時間で仮設電源への切替を合計 8 回行ないながら実施することにしております。

実施に先立って、停電すると支障が出る機器・どうしても停電できない機器調査票の作成提出を各所属にお願いし、さらに、各所属に対して停電作業の実施日程、方法等について説明を行なうとともに、停電できない機器に漏れがないかの確認を行なっております。

また、仮設電源として、工事では臨時電力を引き込み、全館停電はしない方法を取っております。あわせて、市民病院の非常用発電機に替わる仮設発電機も設置しております。

市民病院の電気設備は電灯、動力とも常用電源系統と非常用電源系統に区分されており、通常は商用電源により常用系統と非常電源系統のすべての電気設備に電源が供給されており、停電時には非常用発電機(高圧 6600V)により、非常電源系統の電灯、動力の電気設備に電源を供給する方式となっております。このため、本来であれば、上記により電源が供される箇所の周知徹底を図るとともに、病棟等の要望への対応を行なうことにより、停電作業を実施できるものと考えております。

なお、市民病院では、1 分以上の電源停止もできない人工呼吸器等も使用中であることから、非常用発電機以外に仮設発電機を設置して、停電作業前に事前に供給電源を切り替えておく必要があるものと考えております。

以上